

調査特別チーム中間報告書

都として現在までに把握した事故の概要と
その原因及び再発防止策等について

平成30年11月

水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する

調査特別チーム

はじめに

平成 30 年 10 月 30 日、水道局は、当該局発注業務の見積り合わせにおいて、談合の疑いがあるとして、公正取引委員会の行政調査を受けた。また、同局職員が契約に係る情報を漏えいした可能性があるとの報道があった。

本報告書は、知事の命（平成 30 年 10 月 31 日）により設置された「調査特別チーム」（長谷川副知事、多羅尾副知事、梶原政策企画局長、遠藤総務局長、武市財務局長及び中嶋水道局長）が実施した職員の非違行為の有無に関する調査、原因の究明及び再発防止策の検討結果をとりまとめたものである。

調査に際しては、水道局の職員や元職員延べ 1,200 名超を対象とした事情聴取やチェックシートによる確認、関係資料の精査等を集中的に行った。

なお、現時点では、公正取引委員会の調査結果が明らかになっていないため、本報告書は、現在までに都として把握した情報を基に記載している。

平成 30 年 11 月

水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する調査特別チーム

目 次

I	調査の概要	1
1	事実経過	1
2	調査目的	1
3	調査の詳細	1
	(1) 職員に係る調査	1
	ア 調査の全体像	
	イ 各調査の内容	
	(ア) 水道局調査	
	a ヒアリング等	
	b チェックシート	
	(イ) 総務局コンプライアンス推進部による特別監察	
	(2) 当該業務に係る調査	6
	ア 現場位置関係	
	イ 当該委託契約の概要	
	ウ 当該委託契約の決定プロセス	
	エ 契約に係る情報管理の実態	
4	調査により判明した事実	7
	(1) 事故に相当する事実	7
	(2) 事故の背景	7
II	当該委託業務の分析	9
1	業務の性質	9
	(1) 業務の重要性	9
	(2) 脱水機の特殊性	9
2	委託の経緯	9
3	当該委託業務及び水道局における類似事例の分析	10
	(1) 当該委託業務に関する事業者へのヒアリング	10
	(2) 水道局における類似事例の調査	11

Ⅲ	水道局における原因分析と再発防止策	12
1	要因・問題点・背景	12
	(1) 事故から直接導かれる事項	12
	(2) 局事業の構造的な面から推測される事項	12
2	水道局における再発防止策	13
	(1) 事故から直接導かれる事項の改善策	13
	ア 排水処理作業委託の抜本的見直し	
	イ 積算業務は本庁で一括することで、現場業務から 分離	
	ウ 情報漏えい防止のための事業者側への対策強化	
	エ 職員の自発的な非違行為の申出を促す仕組みづくり	
	(2) 局事業の構造的な面から推測される事項の改善策	17
	ア 委託の設計・積算をシステム化し局内の情報管理 を徹底	
	イ 委託契約情報の事後公表の拡大	
	ウ 職場内で不正を発見・防止する体制の構築	
	エ 第三者コンプライアンス委員会の設置	
Ⅳ	都庁全体を俯瞰した視点からの分析及び取組の方向性	20
1	平成26年度「汚職等防止策検討結果報告書」にお ける事故の背景・原因及び再発防止策	20
2	再発防止策の方向性	22
3	全庁における再発防止策の取組	23
Ⅴ	まとめ	24
	(参考) 水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する調査 特別チーム名簿	25

I 調査の概要

1 事実経過

- 平成30年10月30日、水道局が、当該局発注の浄水場排水処理施設運転管理作業委託の見積り合わせにおいて、談合の疑いがあるとして、公正取引委員会による独占禁止法第47条に基づく行政調査を受けた。
- また、同局職員が契約に係る情報を漏えいした可能性があるとの報道があった。
- これを受け、都では、知事の指示を受けて設置された「調査特別チーム」の下で、総務局の特別監察及び水道局のヒアリング等により、職員の非違行為の有無に関する調査、原因の究明及び再発防止策の検討を実施することとした。

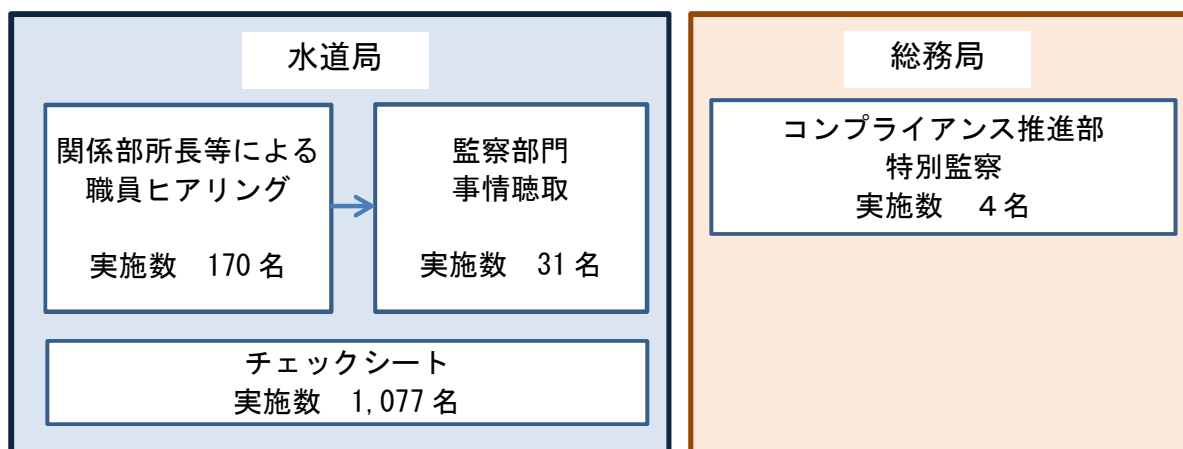
2 調査目的

- 水道局の7つの浄水場における「浄水場排水処理施設運転管理作業委託」（複数単価契約）の積算価格等の取扱いに関する事実関係の解明、原因の究明及び再発防止策の検討

3 調査の詳細

(1) 職員に係る調査

ア 調査の全体像



イ 各調査の内容

(ア) 水道局調査

a ヒアリング等

(a) 関係部所長等による職員ヒアリング

- 平成23年度から平成30年度までの水道局の7浄水場における当該委託業務で設計金額等を知り得た職員170名を対象に、関係部所長等による職員ヒアリングを実施した(実施状況については、表1を参照)。
- 対象職員の所属は、水道局の7浄水場の他、浄水部管理課、浄水課、総務部主計課、経理部契約課である。対象となる在籍期間は、平成24年度分から平成30年度分の契約に従事した職員、すなわち、平成23年度から平成29年度の7年間に在籍した職員としている。

【調査の結果】

- 職員1名(以下「職員A」という。)が、平成22年度から平成25年度までX浄水場における設計担当の係長として在籍していた間に、情報漏えいを行った事実を認めため、(b) 監察部門による事情聴取の対象者とした。
- 過去、事業者から翌年度の契約に関する情報について聞かれたことがある職員が3名、そのことを聞いた職員が1名いることが判明した。これらの職員は、(b) 監察部門による事情聴取の対象者とした。
- その他のヒアリング対象者については、情報漏えい及び金品等の授受、元職員・事業者との不適切な接触などは確認できなかった。

表1 関係部所長等による職員ヒアリングの実施状況

	対象	最終報告日	実施数
1	X浄水場	11月1日	10人
2	Y浄水場	11月1日	7人
3	Z浄水場	11月2日	8人
4	その他	11月7日	145人
	計		170人

(b) 監察部門による事情聴取

- 職員 A の在籍期間も含め、平成 21 年度から 30 年度までの X 浄水場における当該委託業務の設計担当者、その管理監督者及びその他関係職員、計 19 名（元職員を含む。）を対象に事情聴取を実施した（実施状況については、表 2 を参照）。
- また、(a) 関係部所長等による職員ヒアリングにおいて、事業者から契約情報について聞かれたことがあると証言した職員とその管理監督者、計 12 名を対象に事情聴取を実施した（実施状況については、表 3 を参照）。
- 主な聴取項目は、①受託事業者への契約情報提供の有無、②事業者から契約情報について聞かれた経験の有無、③受託事業者からの金品等の授受の有無、④事業者との交友関係、⑤前任者からの引継内容及び後任者への引継内容、⑥職場における情報漏えいのリスク管理及び職員への指導状況（対象：所属長）、⑦事業者から契約情報について聞かれたが、拒否できた理由（対象：事業者から契約情報について聞かれたことがある職員）である。

【調査の結果】

- 職員 A が、情報漏えいの事実を認めた（供述概略は表 4 を参照）。
- その他の聴取対象者については、情報漏えい、金品等の授受などの非違行為は確認できなかった。
- また、前任からの引継ぎ、後任への引継ぎに不適切な内容は確認できなかった。

表 2 監察部門による事情聴取の実施状況①

	対象者	実施期間	対象数
1	H21年度からH30年度までの当該浄水場における設計担当者	11月5日,6日,22日	7人
2	H21年度からH30年度までの当該浄水場における設計担当者の管理監督者	11月2日,5日,6日,12日	10人
3	その他関係職員	11月6日	2人
	計		19人

表 3 監察部門による事情聴取の実施状況②

	対象者	実施期間	対象数
1	事業者から契約情報について聞かれたことがあると証言した職員及びその報告を受けた職員	11月5日,6日	4人
2	上記の管理監督者	11月5日,6日	8人
	計		12人

表 4 職員 A の供述概略（事情聴取日：11月2日）

項目	供述概略
情報提供した年度	年度・回数は覚えていない。(H22年度からH25年度在籍)
相手方	受託者の現場管理者
場所	当局施設内における受託者の詰所
漏えいした情報	翌年度の設計単価に関する情報を示したと思う。
金品等の授受	金品の授受、便宜供与等はなかった

b チェックシート

- 事故が発生した浄水部関係に在籍している職員のうち、病気等の長期不在者を除く 1,077 名を対象に実施した（実施状況は表 5 を参照）。
- チェックシートは、記名式により、「過去、自ら事業者に予定価格等を漏らしたことがある」、「事業者から予定価格等の提供を求められたことがある」など、汚職に関する質問等 32 項目を、○×方式で記入する形式で実施した。
- 管理職が職員のチェックシートをその場で確認し、汚職等の非違行為の有無について把握するとともに、全ての項目について理解できるまで繰り返し指導した。

【調査の結果】

- 新たな情報漏えいなどの非違行為の事実は確認できなかった。

表 5 コンプライアンスに関するチェックシート実施状況

	対象	実施期間	実施状況並びに集計結果
概要	1,077名	11月9日 から 11月14日	① 調査は記名式、所属長との面談式、繰り返し指導する方式 ② 対象者1,077名全員のチェックシートによる確認が終了 ③ 一回目では、対象者1,077名中、795人(73.8%)が全項目について理解 残る282人(26.2%)は全項目について理解するまで、繰り返し指導

(イ) 総務局コンプライアンス推進部による特別監察

- 職員 A 及び現在の管理監督者等、以下の 4 名（元職員を含む。）を対象に事情聴取を実施した結果、職員 A が情報漏えいの事実を認めた。

a 職員 A

- 事故事実の解明のため、情報漏えい時の状況や金品等の授受について聴取を実施した（聴取日：11月7日、8日、12日及び16日）。
- 聴取の結果、下表の供述を得た。

表 6 供述の概略

項目	供述概略
情報提供した年度	年度・回数は覚えていない。(H22年度からH25年度在籍)
相手方	受託者の現場管理者
場所	当局施設内における受託者の詰所
漏えいした情報	翌年度の設計単価に関する情報を示したと思う。
金品等の授受	金品の授受、便宜供与等はなかった

b その他の職員（3名）

- 下表のとおり調査を行った。

表 7 調査の概要

	対象者	実施日	内容	結果
1	職員Aの当時の部下(元職員)	11月6日	情報漏えい行為の有無、当時の状況等を聴取	情報漏えいなどの非違行為の事実は確認できなかった。
2	職員Aの前任者	11月12日	当時の設計・積算方法の調査、情報漏えい行為の有無、当時の状況等を聴取	情報漏えいなどの非違行為の事実は確認できなかった。
3	職員Aの現在の所属長	11月12日	職員Aの現在の勤務状況、評価、健康状態、所属長としての所見	普段の勤務状況に特段の問題は認められなかった。

(2) 当該業務に係る調査

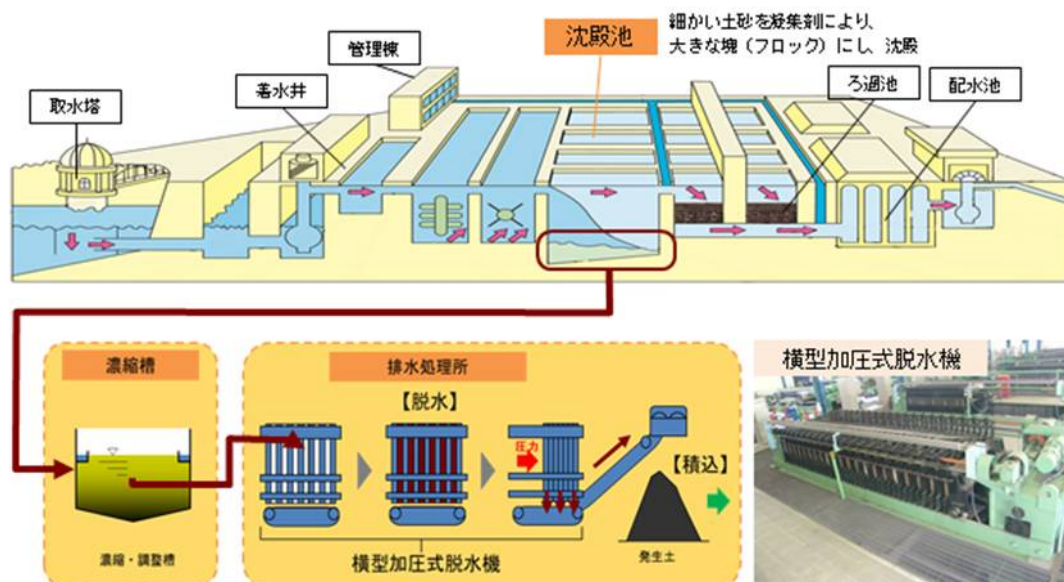
ア 現場位置関係

- 調査特別チームの事情聴取において、情報漏えいの事実を認めた職員Aは、X浄水場の技術課排水処理係に所属していた。
- 排水処理係は、少人数で構成され、当該係のみが排水処理施設運転管理作業委託に関する業務に従事していた。
- 局職員は浄水場の管理本館に常駐し、排水処理施設運転管理作業委託の受託事業者の社員は、同一敷地内の排水処理所に常駐していた。

イ 当該委託契約の概要

- 情報漏えいがあったとの証言があった、浄水場排水処理施設運転管理作業委託の主な業務は、浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理する機械の運転管理を行うものである（浄水場排水処理のイメージは、図1を参照）。
- 排水処理施設が停止した場合、浄水場全体の機能停止を招くため、重要な業務である。

図1 浄水場排水処理イメージ図



ウ 当該委託契約の決定プロセス（秘密事項の関与者など平成24年4月1日時点）

- 当該委託契約の決定プロセスは、浄水場ごとに、排水処理業務の担当者による設計・積算から始まり、事業所内及び本庁での協議・決定を経ていた。
- 具体的には、X浄水場を例に挙げると、浄水場技術課の5名及び庶務課の4名により当該業務委託の設計・積算内容が決定され、本庁の浄水部に送付される。次に、本庁の浄水部浄水課の発議により同課の4名及び管理課の4名、総務部主計課の3名を経て当該業務委託の実施及び契約締結部署への契約依頼が決定された上で、経理部4名により契約締結手続の開始及び予定価格等が決定される。

エ 契約に係る情報管理の実態

- 排水処理施設の運転管理作業委託は、工事系システムでは設計・積算できないため、担当者は表計算ソフト（エクセル）を使用して設計・積算及び設計書の作成を行っていた。
- また、積算基準や単価表は、鍵のかかる書庫に保管されていたものの、浄水施設及び排水処理担当の職員が自由に閲覧できる環境にあった。
- このため、設計の根拠となる数量の情報を入手すれば、誰でも設計単価から予定価格を容易に類推できる状況にあった。

4 調査により判明した事実

（1）事故に相当する事実

- 職員Aは、X浄水場の排水処理係長であった平成22年度から平成25年度までの間に、複数回、X浄水場の排水処理施設運転管理作業を受託していた受託事業者PのB所長に対して、複数単価契約による翌年度の設計単価に関する情報を示した。現時点では、職員Aが、価格情報提供の見返りに便宜供与を受けた事実は確認されていない。

（2）事故の背景

- 浄水場排水処理係の職員Aは、受託事業者PのB所長から日報の提出を受けるとともに、前日の排水処理や設備の稼働

状況及び当日の予定などの報告を受け、必要な指示・調整を行った後、監督員として施設内を巡回している。職員Aは、単独で巡回の途上で、3階事務室にいるB所長のところに寄って、業務上の意見交換をすることも多かった。

- 設計単価の積算は排水処理係の担当業務と位置付けられていた。設計・積算部門と施行管理部門が同一であるため、常駐している受託事業者と日常的に接触している都担当者が、設計単価を知っている状態となっていた。
- 職員Aは、X浄水場で初めて排水処理の業務に就くこととなったが、部下職員や上司である技術課長の十分なサポートが得られないことから、B所長から排水処理業務の内容を詳細に至るまで教えてもらい、業務を遂行することとなった。B所長は、排水処理設備・機器に不具合が発生した際、不具合の大小を問わず、一所懸命に業務に向き合い、適切かつ速やかに対応した。こうしたことから、職員Aは、B所長に恩義を感じ、頼るようになり、心酔していった。
- 職員Aには、受託事業者Pが契約を取ってもらいたい、受託事業者Pに任せておけば安心、という気持ちがあった。契約の切り替えに伴って受託事業者が変わった場合、次年度からの排水処理の運営が滞るのではないかと不安があった。これは、自らの職務である受託事業者の管理を適切に行い、排水処理業務を円滑に遂行していけるとは考えなかった、ということだと認められる。
- 職員Aは、心酔しているB所長から価格を聞かれたので、断らなかった。
- 職員Aは、B所長がいたからこそX浄水場は上手く運営されてきたと考えていたので、B所長からの契約情報提供の依頼に対して、これくらいの情報は問題ないだろうとの気持ちから漏らしても構わないと考えた。これは、翌年度も、排水処理業務を円滑に遂行していくためだと認められる。

Ⅱ 当該委託業務の分析

1 業務の性質

(1) 業務の重要性

- 排水処理施設は、故障等により停止した場合に、浄水場全体の機能停止を招く重要施設である。
- 委託業務では、その排水処理施設の根幹をなす、浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理するための機械の運転管理等を行っている。

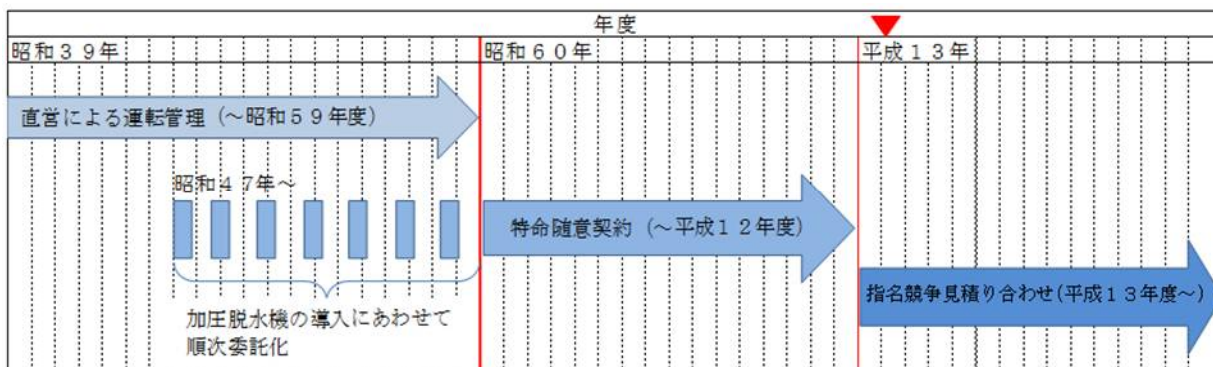
(2) 脱水機の特異性

- 初期型の脱水機を昭和 39 年に導入したが、浄水場の沈殿物を処理するための脱水機の製造会社は 1 社のみの状況であった。
- その後、様々な脱水機が開発されたが、導入期であったことや導入数が限られていることから、取扱いは数社程度の製造会社のみだった。
- 昭和 45 年に水質汚濁防止法が成立し、排水規制が強化されるとともに、環境負荷低減の観点から発生土の有効活用が求められたことから、現在のような加圧脱水機が開発された。

2 委託の経緯

- 平成 12 年度以前は、現在使用している高性能な加圧脱水機は普及しておらず、取扱い可能な事業者がいないと判断し、製造会社に特命随意契約により、運転管理作業を発注してきた。
- その後、同形式の脱水機の普及が進み、製造会社以外の事業者も取扱いが可能となったことに加え、全庁的な行政改革等への取組も踏まえ、調達の実績性を高めるために、平成 13 年度から指名競争見積り合わせ方式に移行した。

図 2 委託の経緯



※ 昭和 45 年 水質汚濁防止法成立

(浄水場からの排水が規制されるため、脱水機の更新、導入が必要となった。)

- 平成 13 年度から指名競争見積り合わせ方式に移行したが、受託事業者は浄水場ごとに見るとほぼ同一で現在に至っている(関連会社への移行や社名変更等による受託事業者の変更はあるが、7つの浄水場を3社が受託している。)

3 当該委託業務及び水道局における類似事例の分析

(1) 当該委託業務に関する事業者へのヒアリング

- 同一事業者による落札が継続した受注者側の事情等を把握するため、これまでの入札参加者と当該業務委託の発注条件としている営業種目に登録があり、他都市の浄水場における受注実績のある事業者へのヒアリングを実施した。
- ヒアリングの結果、製造会社等及び連続して受注する会社は、次の理由により競争上の優位性があるとのことであった。
 - ・ 機器特性に熟知しているとともに、故障時等への対応が容易である。
 - ・ 常駐作業員の継続雇用が可能である。
 - ・ 受注を繰り返すことにより積算精度が向上する。
- また、排水処理施設を含めた施設の運転管理を行う業界の特性からも、同一事業者の落札が続きやすい環境にあるとのことであった。
 - ・ 全国では運転管理の委託化が進行しており、新規案件の発注が継続的に行われていることから、既委託案件に対する受注獲得のインセンティブが低い。

- ・新たに案件を受注するためには、作業員を雇用し習熟を図る必要があるなど、初期コストが高い。

(2) 水道局における類似事例の調査

- 排水処理施設運転管理作業委託単価契約に類似する委託案件が他にはないか、総点検を実施した。
- 調査対象は、平成 29 年度における業務委託契約、全 562 件のうち、次の項目に該当する 59 件（全体の 10.5%）とした。
 - ア 毎年実施している業務委託契約（100 万円以下を除く。）
 - イ 直近の契約から 5 年間、連続して同一者が落札している契約
- 調査対象 59 件について、次の点について点検を行った。
 - ① 受託事業者が水道局施設内に常駐している案件は 59 件中 10 件
 - ② 施行管理担当職員と設計・積算担当職員が同一の者である案件は 59 件中 24 件
- 調査対象の 59 件のうち、①、②双方に該当するのは、排水処理施設運転管理作業委託以外にはなかった。

Ⅲ 水道局における原因分析と再発防止策

1 要因・問題点・背景

(1) 事故から直接導かれる事項

- 現時点で、今回判明した事故に係る分析から導かれる要因等は、以下のとおりである。
 - ・ 施行管理する立場の職員が、積算価格を知り得る立場であるとともに、常駐する受託事業者と日常的に顔を合わせる関係という職場環境に問題があった。
 - ・ 受託事業者の責任者の経験年数に対し、職員Aは初めての業務だったことから、当該業務に関し著しい能力の乖離があり、過度な信頼を寄せることになり、必要以上に受託事業者との距離が近くなった。
 - ・ 職員が過去に行った非違行為について、事後に申告する機会が設けられていたにも関わらず、職員Aは当該非違行為を行った後、申告していなかった。過去の非違行為について、職員が自発的に申告する仕組みが機能していなかった。
 - ・ 当該契約は、製造会社及び連続して受注する会社に優位性があるとともに、作業員の雇用や業務習熟等の必要から、受託事業者の交代が起こりにくい業界の特徴がある。入札結果は、公募による競争の結果と認識してきたが、より競争性を発揮させるための不断の見直しが不十分だった。

(2) 局事業の構造的な面から推測される事項

- 事故から直接導かれる事項のみならず、水道局の構造的な要因等に関しても考察を行った。そこから推測される事項は以下のとおりである。
 - ・ 水道事業は地域独占事業であり、業界への発注は水道局からの業務がほとんどを占めるため、企業からの働きかけを受けやすい。また、外部からのチェックが緩い。
 - ・ 現場業務のかなりの部分を直営から委託に振り替えてきたため、局職員だけでは管工事や重要機器の修理などが不可能であり、日常、有事に関わらず、受託事業者と密接な調整が必要な職場環境である。
 - ・ 技術職については職種が多様で、かつ専門の業務分野が分か

れているため、経験を重視した異動となり、所属を異動しても同じ担当業務に従事するケースが多いことから、業務に対する新しい視点やチェック機能が入りにくい。

2 水道局における再発防止策

- 事故発生局である水道局では、今回判明した事故に係る原因分析や構造的な問題を踏まえ、現行の汚職等防止対策に加えて、新たな再発防止策を全庁的な取組に先行して実施していく。

【取組内容一覧】

	新たな再発防止策
(1) 事故から直接 導かれる 事項の改善策	<ul style="list-style-type: none"> ア 排水処理作業委託の抜本的見直し イ 積算業務は本庁で一括することで、現場業務から分離 ウ 情報漏えい防止のための事業者側への対策強化 エ 職員の自発的な非違行為の申出を促す仕組みづくり
(2) 局事業の構造的 な面から推測 される事項の 改善策	<ul style="list-style-type: none"> ア 委託の設計・積算をシステム化し局内の情報管理を徹底 イ 委託契約情報の事後公表の拡大 ウ 職場内で不正を発見・防止する体制の構築 エ 第三者コンプライアンス委員会の設置

【個別の取組内容】

(1) 事故から直接導かれる事項の改善策

ア 排水処理作業委託の抜本的見直し

(ア) 排水処理担当を廃止し担当組織を大きくくり化することで適切な施行管理を徹底

- 排水処理業務については、担当職員が少なく、受託事業者と一対一になり得る状況である。
- そのため、排水処理担当と浄水施設担当の統合により、担当組織を大きくくり化し、「職員の相互支援」、「業務ローテ-

ション体制の構築」、「複数名での受託事業者対応の徹底」及び「職員の専門的ノウハウの共有」を図る。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 31 年度から実施する。

(イ) 受託可能な事業者の新規参入を促進

a 入札参加条件と発注仕様の見直し

- 入札参加条件と発注仕様が、新規参入を阻害していないかについて点検を行う。
- より多くの入札参加者を確保できるように、必要な見直しを実施していく。
- また、排水処理施設運転管理作業委託には、独占禁止法等の法令違反がない旨の誓約書提出を入札参加条件とし、提出のない事業者の参加申込みは無効とし、競争見積り合わせに参加させない。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 30 年 12 月から実施する。

b 契約方法の見直し

- 常駐作業員の雇用の安定性確保につなげるため、複数年契約（5 年間）を導入する。
- 参入障壁の見直しに伴い、不良事業者の落札を防止し、価格以外の競争性の確保による談合防止につなげるため、総合評価方式を導入する。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 32 年度契約から実施する。
（評価基準の検討・策定、評価手続きの実施、債務負担行為の設定のため）

イ 積算業務は本庁で一括することで、現場業務から分離

- 現在、受託事業者を管理監督する立場の事業所職員が積算結果を把握しているが、今後は委託業務の積算を本庁で実施することで、委託の積算部門と施行管理部門を切り離し、現

場で受託事業者を管理監督する職員が厳格管理情報（注1）を保持しない形とする。

- なお、委託業務の施行管理は、従来どおり事業所で実施する。

（注1）厳格管理情報とは、予定価格や最低制限価格等、当該情報がある時点では公表されていない契約事務に係る情報をいう。

＜実施時期（スケジュール）＞

- 平成30年12月から実施する。
- 排水処理施設運転管理作業のほか、水道施設の維持管理作業など、年間300件程度実施していく予定である。

ウ 情報漏えい防止のための事業者側への対策強化

- より多くの入札参加者を確保するとともに、不正行為に対する受託事業者へのペナルティと入札結果の監視体制の強化を図ることにより、情報漏えい及び談合の防止に対する取組を強化する。

（ア）不正行為に対するペナルティ強化

- 現在、都では入札参加者がさぐり行為（注2）を行ったが、厳格管理情報の入手に至らなかった場合において、注意喚起のために「注意書」を交付し、これが1年間で2回行われた場合、指名停止の措置を行うこととしている。
- 水道局ではこの措置に加え、「注意書」の交付が1回目の場合においても、交付以後1年間において当該事業者が指名競争入札等に参加申込みを行った際には、指名決定を保留して調査を実施し、独占禁止法等の法令違反がない旨の誓約書の提出を求めることとする。
- 調査の結果、誓約書の提出がなかった場合は入札を取りやめ、改めて契約手続をやり直すこととする。

（注2）さぐり行為とは、厳格管理情報を含む文書等の決定権者、決定関与者及び起案者ではない者が、厳格管理情報を聞き出そうとしたり不正に入手する行為をいい、都において、平成29年10月に新たに定義し、規制の

対象とした。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 30 年 12 月から実施する。

(イ) 契約締結手続の監視体制強化

- 現在、水道局では入札契約結果の検証のため、次の局内委員会を設置している。
 - i 物品契約監視委員会
談合防止を目的として、物品購入契約を対象に調査・監視
 - ii 工事契約監視委員会
情報漏えい防止を目的として、工事請負契約を対象に調査・監視
- 今後、監視体制の機能強化を図るため両委員会を統合し、新たに「契約監視委員会（仮称）」を設置する。
- 「契約監視委員会（仮称）」の委員又は幹事会には、コンプライアンス専管組織（詳細は後述）の職員も加え、コンプライアンスの観点からも監査を実施する。
- さらに、課長級による幹事会の新設や調査対象の拡大を図ることにより、契約手続の監視体制強化につなげていく。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 31 年 4 月から実施する。

エ 職員の自発的な非違行為の申出を促す仕組みづくり

- あってはならないことであるが、万が一誤って汚職を行ってしまった場合に、自ら申告するインセンティブを導入する。
- 現在、自発的な申告があった場合には、懲戒処分の処分量定を軽減させることが可能となっている。
- 今後は、この内容を全職員に周知するとともに、自発的な申告がなかった場合には、懲戒処分の決定に当たり、原則として、処分量定を加重して適用することとする。
- 本取組の実施に当たっては、自己申告面接時（当初申告）に、全職員に申告の有無による懲戒処分の量定適用を説明した上で、過去に情報漏えい等の汚職を行ったことがないかを

確認する（平成 30 年度については、12 月までに実施）。

- その上で、全職員が毎年度、「汚職根絶に関する宣言書」にサインする。
- 汚職の事実が判明した場合は、申告の有無に応じ、先述のとおり懲戒処分の処分量定に反映させる。

＜実施時期（スケジュール）＞

- 平成 30 年 12 月から実施する。

（２）局事業の構造的な面から推測される事項の改善策

ア 委託の設計・積算をシステム化し局内の情報管理を徹底

- 現在、業務委託の積算に関する資料に、事業所の職員がアクセスでき、予定価格を知り得る職場環境である。
- そのため、水道施設の現場作業を中心とする委託業務については、その積算をシステム化する。
- 具体的には、以下の 3 点により、セキュリティの強化を図る。
 - ・積算に関する資料の外部への持ち出しができないようにする。
 - ・システムに閲覧制限をかけることで、積算担当者以外による予定価格の類推を防止する。
 - ・操作履歴の確認を行えるようにする。

＜実施時期（スケジュール）＞

- 平成 31 年度中に実施する。

イ 委託契約情報の事後公表の拡大

- 現在、都の電子調達システムで契約手続を行う全ての契約案件は、入札情報サービスにより、過去 1 年半の落札者情報を公表している。
- 今後は、現行の取組に加え、一定金額以上の業務委託について、過去 5 年間の落札額・入札参加者別応札額等の情報を一覧表により公表する。
- 入札行動の事後的な検証を可能とすることで、談合の抑止力強化を図る。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 30 年 12 月から実施する。

ウ 職場内で不正を発見・防止する体制の構築

- 事業者対応が特定の職員に偏ることなどにより、他の職員が不適正な事務処理に気付くことが困難な職場環境となっている。
- そのため、各職場において、これまでの汚職防止の取組に加え、定期的に課や担当単位で、職員相互が他者の視点から業務の点検を行う仕組みを構築し、コンプライアンス意識の向上を図る。
- 具体的には、定期的に「職場相互点検週間」を設定し、チェックリストに基づき、文書や机周り、スケジュール等について課内で相互点検を実施する。
- 所属長が、実施結果をコンプライアンス専管組織へ報告する。
- なお、本取組は、設計や起工、契約などを所管しており、情報の厳格管理が求められる部署から先行して導入する。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 31 年度から実施する。

エ 第三者コンプライアンス委員会の設置

- 水道事業は地域独占事業であり、外部からのチェックが緩くなる。
- これまでも独善的な経営に陥らないために、事業運営のあり方については、外部識者で構成する「東京都水道事業運営戦略検討会議」などを通じて、幅広い意見・助言をいただき、事業運営に反映してきた。
- 一方で、過去 2 回の汚職事件発覚時において、改善策の検討や実施状況の把握は、局内の汚職等防止対策本部で行っており、現在では、水道局内の「コンプライアンス推進委員会」で取組を推進しているが、コンプライアンス推進の側面では、外部の評価を受ける機会がほとんどない状況である。
- そのため、法曹関係者等の有識者からなる外部委員会（3～4 名程度を予定）を設置し、今回の件の再発防止策をはじめ

め、水道局の構造的な課題を踏まえた、水道局全体のコンプライアンス強化策の検証を行う。

- 「外部委員会」の設置と併せ、当該委員会の円滑な運営及びコンプライアンス強化策の推進のため、水道局内に専管組織を設置する。

<実施時期（スケジュール）>

- 平成 31 年 4 月から実施する。

IV 都庁全体を俯瞰した視点からの分析及び取組の方向性

○ 事故発生局である水道局の視点に加え、都庁全体を俯瞰した視点からも背景・原因の分析及び再発防止策の検討を行った。

1 平成26年度「汚職等防止策検討結果報告書」における事故の背景・原因及び再発防止策

事故の原因・背景		再発防止策（主なもの）
1 情報管理的側面に起因するもの	(1) 契約に係る事務処理の不適正	1 設計・積算及び契約事務における情報管理の徹底及び事務の標準化 ・最低制限価格を知る職員の範囲を限定 ・電子調達システムの改修 ・契約事務に係る情報管理のルール化
	(2) 設計・積算及び契約に係る情報管理の不徹底	
2 職場管理的側面に起因するもの	(1) 執務室内の情報セキュリティの確保	2 汚職等を防止する職場づくりの徹底 (1) 部外者の執務室立入の規制強化 (2) 特定の職員に依存しない執行体制の確保（ペア体制の徹底、マニュアル整備、共通スケジュール表）
	(2) 組織を挙げた汚職等の防止に向けた仕組み、体制の不足	
	(3) 職員配置の硬直化等による緊張感の欠如	3 技術系職員の適正な人事管理
3 職員の属人的側面に起因するもの	(1) 守秘義務をはじめとする公務員として有すべき規範意識の欠如	4 守秘義務をはじめとする服務規律遵守への意識改革 ・公務員倫理・サービス事故に対する意識向上に向けた啓発 5 管理監督者による職場管理の充実 ・管理監督者の「見抜き」「気付き」力の向上 ・管理監督者を中心としたコミュニケーションの強化 ・適切な事業者対応の徹底（複数対応、対応記録の作成）
	(2) 汚職等防止研修などこれまでの防止策による意識啓発が不徹底	

- 平成 26 年度の「再発防止策」では、「1 情報管理的側面に起因するもの」「2 職場管理的側面に起因するもの」については、情報管理の徹底、執務室立入規制の強化、ペア制の徹底など、制度（ルール）・仕組み（システム）に着目した具体的な対応を講じる一方で、「3 職員の属人的側面に起因するもの」については、主に、職員の意識改革、管理監督者による職場管理に委ねてきた。
- しかしながら、職場環境が変化し、職員属性も変化する中、職員一人一人の意識や管理監督者に事故の防止を委ねることは必ずしも十分とはいえない。また、平成 18 年度の汚職等防止策で「事業者への接し方」が原因として挙げられ、対策が取られていたにも関わらず、その後には事故が起きたことを考えると、こうした取組では不十分である、と言わざるを得ない。
- 事故の防止に向けては、職員一人一人の意識改革と管理監督者の適切な職場管理について、より具体的、かつ、実現可能な再発防止策を講じていくことが重要であり、このためには、「3 職員の属人的側面に起因するもの」に関する原因の究明を更に進めていくことが必要である。
- そこで、平成 26 年度の上記 3 つの視点に、下の「不正行為の 3 つの要素」の視点を加え、更なる原因の究明を行っていく。

【不正行為の 3 つの要素】

1 機会	不正をいつでもできる職場環境
2 動機	不正をしようと考えた理由
3 正当化	良心の呵責を乗り越えてしまうこと

※「不正のトライアングル理論」
（米国の犯罪学者 D. R. クレッシーによる）

2 再発防止策の方向性

3つの要素	確認された事実・原因	再発防止策の方向性
① 機会 1 情報管理的側面 2 職場管理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・積算部門と施行管理部門が同一であったため、受託事業者と日常的に接触している都担当者が設計単価を知っていた。 ○ 都の排水処理係職員が、常駐する受託事業者の現場担当者と、単独で接触する機会が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳格管理情報の適正管理の徹底 ○ 適切な業者対応の徹底
② 動機 3 職員の属人的側面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受託事業者PのB所長には恩義を感じていた。 ○ 業者が変わること、次年度からの排水処理の運営が滞るのではないかという不安があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な仕様書作成の徹底 ○ 適正な職務遂行の確保 (1) 職務理解の徹底 (2) 職員育成の充実
③ 正当化 3 職員の属人的側面	<ul style="list-style-type: none"> ○ これくらいの情報は問題ないだろうとの気持ちから、情報を提供した。 ○ 初めての業務の内容を教えてもらったほか、適切かつ速やかに排水処理業務に対応した受託事業者の所長を頼っていった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務員倫理の徹底 ○ 上司の部下指導 (部下の状況を正しく認識)

3 全庁における再発防止策の取組

○ 汚職等防止部会を立ち上げ、全庁点検及び具体的な再発防止策の検討を行っていく。

ア 全庁点検

調査特別チームの調査から見えてきた、全庁でも同様のリスクがあると思われる事項については、今後、全庁点検を実施していく。

イ 具体的な再発防止策の検討

「2 再発防止策の方向性」に基づき、全庁点検の状況も踏まえて、具体的な検討を行っていく。

V まとめ

- 今回判明した事故は、X浄水場の排水処理係長であった職員Aが、在籍していた平成22年度から平成25年度までの間に、複数回、当該浄水場の排水処理施設運転管理作業を受託していた受託事業者に対して、複数単価契約による翌年度の設計単価に関する情報を示していたものである。
- 職員Aは、受託事業者の施行管理も行っており、日頃から受託事業者への信頼を寄せていたことも、情報漏えいのきっかけとなっているなど、水道局における情報管理体制だけでなく、業務の施行管理体制の問題点も浮き彫りとなった。
- 都では、これまでも、各種の取組を進めてきたところであるが、事故発生局である水道局においては、今回の事故が発生した背景や経緯等を踏まえ、事故から直接導かれる事項のみならず、局事業の構造的な面から推測される事項についても改善策を先行して実施していく。
- あわせて、都庁全体を俯瞰した視点からも、背景・原因を分析し、その上で再発防止策については今後、具体的な検討を行っていく。
- 水道局では、平成24年9月に飲食接待等を受けた職員が逮捕・起訴される事件が、また、平成26年9月に職員が元職員及び工事業者に情報漏えいをするという事件が立て続けに発生したにも関わらず、今回の事故が発覚したことは、都民の方々やお客さまの信頼を大きく傷つけるものであり、誠に遺憾である。
- 今後は、全庁レベルで点検を行い、再発防止に向けた取組を実施した上で、職員一人一人が「全体の奉仕者」としての原点に立ち返り、このような不祥事を二度と起こさず、職責を全うしていくことが、都民の方々やお客さまに対する責務であり、信頼回復に向けた唯一の方途である。
- 公正取引委員会による行政調査は継続中であるため、都としても必要に応じて調査を続け、今後、公正取引委員会の調査が完了し、結果が公表され次第、最終報告書を取りまとめ、必要な措置を講じることとする。
- なお、職員の処分については、公正取引委員会の調査状況を勘案しながら、今後厳正に対処していく。

＜参考＞水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する

調査特別チーム名簿

職	氏名
副知事	長谷川 明
副知事	多羅尾 光睦
政策企画局長	梶原 洋
総務局長	遠藤 雅彦
財務局長	武市 敬
水道局長	中嶋 正宏

(事務局) 総務局コンプライアンス推進部